

岐阜市自動車駐車場（金公園地下駐車場・西岐阜駅前駐車場）の 管理運営状況の評価結果（上半期）

岐阜市自動車駐車場（金公園地下駐車場・西岐阜駅前駐車場）は、指定管理者に選定された団体が施設の管理運営を行っています。

平成19年度上半期の管理運営について、協定内容の要求水準どおりに実施されているかを、事業報告書、実地調査、指定管理者ヒアリングなどにより、下記のとおり評価しました。

施 設 名	岐阜市金公園地下駐車場・岐阜市西岐阜駅前駐車場
所 在 地	岐阜市金町5丁目7番地、岐阜市市橋4丁目14番11
指定管理者	岐阜コニックス 株式会社 代表取締役 吉田治伸 岐阜市金町6丁目21番地
評価基準等	岐阜市自動車駐車場の評価にあたっては、岐阜市まちづくり推進部長が評価し、岐阜市まちづくり推進部指定管理者選定委員会に報告し意見聴取します。 評価方法は、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者による自己評価、利用者の意見等、指定管理者のヒアリングにより把握します。 そして、指定管理者の審査・選定に用いた選定基準等に表示された具体的な業務の履行状況や利用者からの要望や苦情の有無などについて、項目毎に下記の「評価基準」、別表「評価表」により評価を行った上で総合評価を行います。 ■ 評価基準 S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている 協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が優れている場合など A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好（100%） 協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が良好な場合など B：「協定内容あるいは要求水準等」に対して概ね良好（概ね90%以上） 協定内容どおり業務を履行しているが、利用者満足度が概ね良好な場合など C：「協定内容あるいは要求水準等」に対して下回る（概ね60%以上） 協定内容の業務に一部不履行がある場合など D：「協定内容あるいは要求水準等」に対して顕著に下回る（未着手含む） 協定内容の業務に相当不履行がある場合など
担当部室 （問合せ先）	岐阜市 まちづくり推進部 都市計画室 T E L：058-265-4141 内線2691 E-mail：toshi@city.gifu.gifu.jp

■ 評価表

選定基準	評価項目	具体的な業務要求水準	評価
市民の平等な利用が確保されること	市民が平等に利用できるための基本的な考え方について	関係法令、条例等に基づく、公共施設としての駐車場の役割を理解し、実践しているか。	A
	情報の公開、広報の方策について	事業計画書に基づく、情報の公開、広報が行われているか。	A
事業計画書の内容に即し、駐車場の管理を安定的に実施する能力があること	事業計画書の内容における基本的な考え方について	公共施設としての駐車場の管理・運営に対する、基本的な考え方に基づき、業務が実施されているか。	A
	緊急時における対応について	・事故や大雨、地震などの災害発生時における対応について、連絡体制や対応が明確になっているか。 ・実際の事故等の発生時において、上記の対応が実施されているか。	A
	駐車場の施設及び設備等の管理に対する考え方について	・施設及び設備の管理の基本的な考え方に基づき、業務が実践されているか。 ・事業計画書に基づき、施設及び設備の維持管理が適正に行われているか。 ・安全対策、安全管理についての方策が実施されているか。 ・施設及び設備に異常があった場合の、応急措置及び復旧のための方策、対応が明確になっているか。またそれらが実践されているか。	A
	駐車場の運営に対する考え方について	・事業計画書に基づく、駐車場の運営が実施されているか。 ・個人情報の保護について理解し、情報の漏洩を防ぐための方策が明確になっているか。 ・利用者及び保管車両等に対する保安対策が明確になっているか。 ・スタッフの管理、監督体制が確立され、実施されているか。 ・スタッフの研修、人材育成の方策が確立され、実施されているか。	A
駐車場の効用が最大限に発揮されるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること	当該駐車場の効用が最大限に発揮されるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるための、基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	事業計画書に基づき、駐車場の効用の発揮、管理経費の縮減が実践されているか。	A

	管理の質及び利用者サービスの向上に対する取り組みについて	・管理の質及び利用者サービスの向上に対する方策が、実施されているか。 ・利用者ニーズや苦情に対する把握方策が実施されているか。 ・上記に対する対応方策が、適正に実施されているか。 ・駐車場の利用促進に対する方策が実施されているか。	B
	管理に係る経費の縮減に関する取り組みについて	・指定管理経費が設定額、及び事業計画書に基づき、適正に執行されているか。 ・指定管理経費の縮減に対する取り組みが実施されているか。	A

■ 総合評価

- ・平成 19 年度上半期における指定管理者の管理の運営状況は、次のとおりである。
まず、「市民の平等な利用が確保されること」については、事業計画書に示された情報誌への広報掲載の実施などにより、要求水準を満たしている。
次に、「事業計画書の内容に即し、駐車場の管理を安定的に実施する能力があること」については、施設管理や人材育成などにおいて、技術やノウハウを活かした継続的な取り組みが見られるが、一部未着手もあり、概ね要求水準を満たしているといえる。
最後に、「駐車場の効用が最大限に発揮されるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること」については、ほぼ要求水準を満たしているものの、「利用者アンケート」が未実施であることから、これの実施と活用による更なる向上が望まれる。
以上により、管理運営の状況は協定書の内容に基づき、良好と認められる。

■ 岐阜市まちづくり推進部指定管理者選定委員会の意見、指摘事項

- ・上半期の管理運営状況においては、一部未着手のものも見られるが、ほぼ協定書の内容に従い実施されており、概ね適正である。